

平成19年6月 定例会（第285回）
7月2日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

国民皆保険制度の堅持を求める意見書（案）

平成19年 6月 定例会（第285回）

平成十九年

第二百八十五回定例奈良県議会会議録 第五号

六月

平成十九年七月二日（月曜日）午後一時四分開議

出席議員（四十四名）

一番 小林茂樹	二番 藤井 守
三番 井岡正徳	四番 浅川清仁
五番 岡 史朗	六番 大国正博
七番 尾崎充典	八番 藤野良次
九番 宮本次郎	一〇番 松尾勇臣
一一番 上田 悟	一二番 山本進章
一三番 中野雅史	一四番 田中惟允
一五番 畠 真夕美	一六番 森山賀文
一八番 高柳忠夫	一九番 中野明美
二〇番 山村幸穂	二一番 奥山博康
二二番 岩田国夫	二三番 荻田義雄
二四番 神田加津代	二五番 粒谷友示
二六番 安井宏一	二七番 丸野智彦
二八番 岩城 明	二九番 藤本昭広
三〇番 田尻 匠	三一番 今井光子
三二番 田中美智子	三三番 国中憲治
三四番 辻本黎士	三五番 秋本登志嗣
三六番 中村 昭	三七番 小泉米造
三八番 米田忠則	三九番 新谷紘一
四〇番 出口武男	四一番 服部恵竜
四二番 山下 力	四三番 梶川虔二
四四番 川口正志	

欠席議員（一名）

一七番 森川喜之

議事日程

一、平成十九年度議案、議第四十二号から議第五十九号、報第一号から報第二十二号、及び平成十八年度議案、報第二十七号、並びに請願第一号

一、意見書決議

一、追加議案の上程と同採決

○議長（辻本黎士） これより本日の会議を開きます。

○議長（辻本黎士） この際、お諮りします。

意見書決議、追加議案の上程と同採決を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（辻本黎士） 初めに、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

○議長（辻本黎士） 次に、平成十九年度議案、議第四十二号から議第五十五号、報第一号から報第二十二号、及び平成十八年度議案、報第二十七号、並びに請願第一号を一括議題とします。

まず、所管の委員会に付託しました各議案及び請願に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。――四番浅川清仁議員。

◆四番（浅川清仁） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案十六件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、平成十九年度議案、議第五十四号につきましては、大滝ダム地すべり対策は、国の責任で行うべきであり、県民の負担とすべきでないこと、また、報第二十一号中・当委員会所管分については、不公平税制を延長するものとなるとの理由により、それぞれ反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、平成十九年度議案、議第四十二号中・当委員会所管分、議第四十四号、議第四十五号中・当委員会所管分、議第四十六号から議第四十九号並びに平成十八年度議案、報第二十七号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成十九年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第七号から報第九号、報第二十号及び報第二十二号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

次に、請願第一号「統合による御所警察署廃止回避を求める請願書」につきましては、民主県民クラブ委員から、新たな香芝警察署の開設が来年三月に迫っていること、また、警察官の増員によって回復傾向にあった治安に悪い影響が出ないか危惧されることから、速やかに決着をつけるべきとの意見の開陳がありましたが、起立採決の結果、賛成多数をもちまして継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一十五番畠真夕美議員。

◆十五番（畠真夕美） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十九日に委員会を開催し、付託されました議案十二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十九年度議案、議第四十二号中・当委員会所管分、議第四十三号、議第四十五号中・当委員会所管分、議第五十一号、議第五十五号及び報第二十一号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第六号及び報第十号から報第十二号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一二十四番神田加津代議員。

◆二十四番（神田加津代）（登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案八件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、平成十九年度議案、議第四十二号中・当委員会所管分につきましては、企業立地強化事業費の補正予算について、奈良の歴史的景観の保全など奈良らしいまちづくりと矛盾しかねない、また企業呼び込み型では、経済発展が見込めないとの理由により、反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、平成十九年度議案、議第五十号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成十九年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第四号及び報第十三号から報第十六号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一十二番山本進章議員。

◆十二番（山本進章）（登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案十一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、平成十九年度議案、議第四十二号中・当委員会所管分につきましては、平城宮跡周辺地域における街路渋滞対策検討事業が世界遺産に認定された特別史跡を壊すことにつながる、また、平城宮跡をどうするかの議論が十分なされていないとの理由により、反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、平成十九年度議案、議第五十号中・当委員会所管分、議第五十二号及び議第五十三号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成十九年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第三号、報第五号、報第十七号から報第十九号及び報第二十二号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、文教委員長の報告を求めます。――三十番田尻匠議員。

◆三十番（田尻匠） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、文教委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十九日に委員会を開催し、付託されました議案二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十九年度議案、議第四十二号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、平成十九年度議案、報第一号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

まず、平成十九年度議案、議第四十二号について、起立により採決します。

本案については、各常任委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、各常任委員長報告どおり決しました。

次に、平成十九年度議案、議第五十四号について、起立により採決します。

本案については、総務警察委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、総務警察委員長報告どおり決しました。

次に、請願第一号について、起立により採決します。

本案については、総務警察委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、総務警察委員長報告どおり決しました。

次に、平成十九年度議案、報第二十一号について、分割して採決します。

議案のうち「奈良県税条例の一部を改正する条例」を起立により採決します。

本件を総務警察委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本件は総務警察委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

報第二十一号のうち、残余の「公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の認可について」については、厚生委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本件は厚生委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成十九年度議案、議第四十三号から議第五十三号、議第五十五号、及び報第一号から報第二十号、報第二十二号、並びに平成十八年度議案、報第二十七号、及び議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

○議長（辻本黎士） 次に、三十三番国中憲治議員より、意見書第六号、森林・林業に関する施策の充実を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、国中憲治議員に趣旨弁明を求めます。一三十三番国中憲治議員。

◆三十三番（国中憲治）（登壇）意見書第六号、森林・林業に関する施策の充実を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第六号

森林・林業に関する施策の充実を求める意見書（案）

人類の生存基盤を揺るがしかねない地球温暖化現象に対処する京都議定書の目標達成計画の中で、森林は温室効果ガスの吸収源として大きな役割を期待されているなど、森林に対する国民のニーズは多様化している。

加えて、近年大規模な自然災害が多発しており、山地災害を未然に防止するため、治山対策や森林整備が急務となっている。

この森林を適切に整備保全し、緑豊かな国土を未来へ引き継いでいくため、国では平成十九年二月から「美しい森林づくり国民運動」を開始されたところであるが、森林の一体的な整備の役割を担うべき林業・木材産業は、用材自給率や新規就業者数の低迷など、厳しい状況が続いており、森林の保全及び林業・木材産業の再生に向けた強力な施策展開が必要である。

よって、国におかれては、次の事項に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 多様で健全な森林の整備・保全等を促進する森林・林業基本計画の推進と、これを実現するための予算の確保。
- 2 地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するための追加的事業費の安定的な財源の確保と、事業執行に伴う地方財政追加措置及び森林所有者負担の軽減。
- 3 森林・林業の担い手の育成・確保及び国産材の安定供給体制の整備と、利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生に向けた諸施策の展開。
- 4 国民の安全・安心な暮らしを守る国土保全対策の推進。
- 5 地球的規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年七月二日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（辻本黎士） 十四番田中惟允議員。

◆十四番（田中惟允） ただいま国中憲治議員から提案されました意見書第六号、森林・林業に関する施策の充実を求める意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） 二十九番藤本昭広議員。

◆二十九番（藤本昭広） ただいま国中憲治議員から提案されました意見書第六号案に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第六号については、三十三番国中憲治議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（辻本黎士） 次に、三十六番中村昭議員より、意見書第七号、「平城宮跡」等の国営公園化に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、中村昭議員に趣旨弁明を求めます。――三十六番中村昭議員。

◆三十六番（中村昭） （登壇）意見書第七号、「平城宮跡」等の国営公園化に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第七号

「平城宮跡」等の国営公園化に関する意見書（案）

奈良の地はかつて、古代日本の首都であり、飛鳥京、藤原京、平城京の都が置かれ、政治・経済・文化の中心として栄えた。また、この時代には中国や朝鮮との交流を通して、日本文化の原型が形成された。

平城京の中心である「平城宮跡」は、広大な宮殿跡の大半が国有地として管理されており、往時の建物跡や木簡が良好な状態で保存され、国の特別史跡「平城宮跡」の指定を受けるとともに、平成十年には世界遺産「古都奈良の文化財」に登録されている。

また、飛鳥京、藤原京も、我が国の律令国家発祥からその形成過程を解明できる多くの宮都や寺院、古墳の遺跡が、優れた周辺環境と相まって、良好な状態で保存されており、特別史跡「藤原宮跡」をはじめ、飛鳥・藤原地域の史跡・名勝等が本年一月に我が国の世界遺産暫定一覧表に追加記載されたところである。

これら我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図り、広く国内外の人々がその価値を享受し、これらの文化財を次代に継承していくためにも、早期に整備を図ることが重要である。

よって、国におかれては、「平城宮跡」等の文化遺産の価値をさらに充実させるため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

1 特別史跡「平城宮跡」、史跡「朱雀大路」等を、「古代の都城文化や日本の歴史文化を体験的に学ぶ場」とするとともに、「文化創造や交流・広域観光ネットワークの拠点」として活用できるよう、平成二十二年に平城遷都千三百年を迎えることを踏まえて、国営公園（口号）として整備すること。

2 史跡「飛鳥京跡苑池」、「飛鳥水落遺跡」、「酒船石遺跡」等や特別史跡「藤原宮跡」の保存及び活用を図るため、国営公園（口号）として整備すること。

3 右及び現在事業中の国営飛鳥歴史公園「キトラ古墳周辺地区」の整備を推進するため、所要の事業費を確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年七月二日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻本黎士） 五番岡史朗議員。

◆五番（岡史朗） ただいま中村昭議員から提案されました意見書第七号、「平城宮跡」等の国営公園化に関する意見書に賛成をいたします。

○議長（辻本黎士） 三十番田尻匠議員。

◆三十番（田尻匠） ただいま中村昭議員から提案されました意見書第七号、「平城宮跡」等の国営公園化に関する意見書案に賛成をします。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、三十六番中村昭議員の動議のとおり決することにござ異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（辻本黎士） 次に、二十六番安井宏一議員より、意見書第八号、国民皆保険制度の堅持を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、安井宏一議員に趣旨弁明を求めます。――二十六番安井宏一議員。

◆二十六番（安井宏一） （登壇）意見書第八号、国民皆保険制度の堅持を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第八号

国民皆保険制度の堅持を求める意見書（案）

美しい日本は、単に自然環境に限定されるものではなく、快適で調和のある私的、社会的な文化環境が保たれることにほかならない。

戦後の混乱混迷から、我が国は不死鳥のごとくよみがえり、世界に類をみない社会保障制度、とりわけ国民皆保険制度を確立、維持してきた。

しかるに今日、世界に冠たる国民皆保険制度は、公的医療費削減を唱える市場原理主義者の主導により、崩壊の危機を迎えている。

すなわち、医療の現場では人的にも機能的にも極限状態を強いられ、高齢者のための長期療養施設の削減により、多数の医療・介護難民を生み、患者一部負担引き上げとともに受療機会が奪われている。

医療提供体制の崩壊の兆が顕著になり、特に、産科・小児科・救急医療は、惨憺たる状況になっている。

よって、国におかれては、社会保障制度、とりわけ医療制度のあり方が大きく論じられている現在、今後、国民が安心できる医療提供体制のもとで国民皆保険制度が堅持されるため、次の事項の実現がなされるよう強く要望する。

- 1 国民の生命と健康を守るための医療費財源の確保
- 2 患者負担増反対
- 3 医療の格差是正
- 4 高齢者のための入院施設の削減反対
- 5 医師、看護師の増員、確保

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年七月二日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ただいま安井宏一議員から提案されました意見書第八号、国民皆保険制度の堅持を求める意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） 四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） ただいま安井宏一議員から提案されました意見書第八号、国民皆保険制度の堅持を求める意見書案に賛成をいたします。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、二十六番安井宏一議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（辻本黎士） 次に、十八番高柳忠夫議員より、意見書第九号、性同一性障害者のための社会環境の整備を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、高柳忠夫議員に趣旨弁明を求めます。――十八番高柳忠夫議員。

◆十八番（高柳忠夫） （登壇）意見書第九号、性同一性障害者のための社会環境の整備を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第九号

性同一性障害者のための社会環境の整備を求める意見書（案）

「性同一性障害」とは、心の性（性自認：自分の性をどう認識するか）と体の性とに違和感があり、それが、診断基準を満たした場合を言い、その数は一万人から十万人に一人と言われ、奈良県にもこの問題に直面している多くの県民がいる。

一九九七年に日本精神神経学会によるガイドラインが定められて以降、外科的治療である性適合手術が国内の医療機関でも合法的に行われるようになったが、専門医は少なく、保険適用もないのが現状である。

二〇〇三年七月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者の性別変更は可能となったが、いまだ当事者の置かれた状況は厳しいものがある。

誰もが、戸籍上の性別に関わらず、普通の日常生活や社会活動が可能となるような社会環境整備が必要である。

よって、国におかれては、次のことを早急に検討、実施されるよう求める。

- 1 公文書および公的文書からの性別記載の可能な限りの削除の検討。
- 2 就職差別、不当解雇、職場差別などの禁止。
- 3 治療の保険適用・対応医療機関の拡充など医療面での国の支援。
- 4 教育、医療関係従事者など性同一性障害にかかわる専門職の人々への研修。
- 5 セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）といった多様な性を含む教育の充実および教育現場での理解の促進。
- 6 当事者を含む社会に対する啓発、情報提供、相談機関の確保。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年七月二日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 二番藤井守議員。

◆二番（藤井守） ただいま高柳忠夫議員から提案されました意見書第九号、性同一性障害者のための社会環境の整備を求める意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） 三十二番田中美智子議員。

◆三十二番（田中美智子） ただいま高柳忠夫議員から提案されました意見書第九号、性同一性障害者のための社会環境の整備を求める意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、十八番高柳忠夫議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（辻本黎士） 次に、六番大国正博議員より、意見書第十号、異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・充実を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、大国正博議員に趣旨弁明を求めます。――六番大国正博議員。

◆六番（大国正博）（登壇）意見書第十号、異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・充実を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十号

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・充実を求める意見書（案）

本来であれば、数十年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻発している。温帯低気圧が台風並みに猛威をふるい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより、多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされている。また、海岸浸食の進行や夏の猛暑も例年化している。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しているところである。

このような状況下で、環境立国を目指す日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境を蝕んでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずるべきである。

よって、国におかれては、以上の観点から次の事項に取り組みられるよう強く要望する。

- 1 集中豪雨等による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、まちづくりの推進と、海岸浸食対策を積極的に進めること。
- 2 集中豪雨や竜巻等の局地予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生の短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にも増やすと同時に、緊急避難が無事できるよう体制を確立すること。
- 3 学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）のほか、環境に優しいエコスクールの推進、自然エネルギーの活用を組み合わせる教室や図書館等への扇風機やクーラー等の導入を図ることなどを、積極的に進めること。
- 4 森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めるとともに、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年七月二日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（辻本黎士） 三番井岡正徳議員。

◆三番（井岡正徳） ただいま大国正博議員から提案されました意見書第十号、異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・充実を求める意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） 八番藤野良次議員。

◆八番（藤野良次） ただいま大国正博議員から提案されました意見書第十号、異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・充実を求める意見書案に賛成いたします。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十号については、六番大国正博議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（辻本黎士） 次に、十番松尾勇臣議員より、意見書第十一号、割賦販売法の改正を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、松尾勇臣議員に趣旨弁明を求めます。
一十番松尾勇臣議員。

◆十番（松尾勇臣） （登壇）意見書第十一号、割賦販売法の改正を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十一号

割賦販売法の改正を求める意見書（案）

近時、住宅リフォームや呉服、貴金属など高額商品の次々販売などに係る悪質商法の被害が大きな社会問題となっているが、こうした被害は、販売業者が顧客の支払能力を考慮せずクレジット販売を行える仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払能力をきちんとチェックせずに契約を認めることで発生している。

なお、経済産業省は、これまでも、割賦購入斡旋業者に対して、加盟店の実態把握・管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達を数多く出してきた。（昭和五十八年三月十一日付け通達、平成四年五月二十六日付け通達、平成十六年十二月二十日付け通達、平成十七年七月十一日付け通達等。）これらは、クレジットを利用した消費者被害の未然防止又は拡大防止のため、不適切な販売行為等を行う事業者にクレジットを利用させることのないよう出されたものである。

しかしながら、これらの通達が出された後も、ダンシング事件、アイディック事件、住宅リフォーム事件、呉服次々販売事件等、多数の消費者を被害者とする事件が多発している。

そうした被害対策の一環として、クレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、そのために割賦販売法を抜本的に法改正すべきである。

よって、国におかれては、割賦販売法を次のとおり改正することを強く要望する。

- 1 実効的な過剰与信規制を行うこと。
- 2 販売店とクレジット会社との共同責任（既払い金返還を含む）を規定すること。
- 3 クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明記すること。
- 4 指定商品制を廃止し、割賦要件を撤廃すること。
- 5 個品方式（契約書型）クレジットについて開業規制を設けること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年七月二日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（辻本黎士） 一番小林茂樹議員。

◆一番（小林茂樹） ただいま松尾勇臣議員から提案されました意見書第十一号、割賦販売法の改正を求める意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） 十九番中野明美議員。

◆十九番（中野明美） ただいま松尾勇臣議員から提案されました意見書第十一号、割賦販売法の改正を求める意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十一号については、十番松尾勇臣議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（辻本黎士） 次に、十三番中野雅史議員ほか六名から、平成十九年度議案、議第五十六号「政治倫理の確立のための奈良県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」の議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

お諮りします。

本案については、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

平成十九年度議案、議第五十六号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については原案どおり可決されました。

○議長（辻本黎士） 次に、本日、知事から議案三件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第七十八号

平成十九年七月二日

奈良県議会議長 辻本黎士殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第五七号 副知事の選任について

議第五八号 人事委員会の委員の選任について

議第五九号 収用委員会の委員の任命について

以上のとおり提出します。

議第五十七号

副知事の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十二条の規定により、下記の者を副知事に選任したいので、その同意を求めらる。

平成十九年七月二日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

橋本弘隆

滝川伸輔

議第五十八号

人事委員会の委員の選任について

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第九条の二第二項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求めらる。

平成十九年七月二日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

栗山道義

議第五十九号

収用委員会の委員の任命について

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五十二条第三項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成十九年七月二日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

委員 中本 勝

予備委員 以呂免義雄

○議長（辻本黎士） 次に、平成十九年度議案、議第五十七号から議第五十九号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、議第五十七号「副知事の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議第五十八号「人事委員会の委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議第五十九号「収用委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

○議長（辻本黎士） 次に、ただいま副知事の選任同意を与えました橋本弘隆出納長のごあいさつがあります。

◎出納長（橋本弘隆） ただいまは副知事の選任にご同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

もとより微力ではございますが、奈良県勢発展のために一生懸命努めてまいりたいと思っております。先生方のより一層のご指導、ご鞭撻、何とぞよろしくお願いをいたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（辻本黎士） 次に、ただいま副知事の選任同意を与えました滝川伸輔総務部長のごあいさつがあります。

◎総務部長（滝川伸輔） ただいまは選任のご同意を賜りまして、ありがとうございました。

この上は、初心を忘れず、全力で奈良県勢発展のために努力をしまいる所存でございます。どうか先生方のますますのご指導、ご鞭撻のほどを心よりお願い申し上げます。誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（辻本黎士） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願一件を除き、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（辻本黎士） これをもって、平成十九年六月第二百八十五回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（辻本黎士） （登壇）六月定例県議会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

六月二十日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、上程されました諸議案をはじめ県政の諸課題を終始熱心に調査、審議いただき、継続審査となった請願一件を除き、議案はすべて滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

ここに議員各位のご精励とご協力に対し、心より御礼申し上げます。

知事をはじめ理事者各位に対しましては、議会審議に寄せられました真摯な態度に、心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、十分尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

暑さに向かいます折から、皆様におかれましては、お身体を十分ご自愛いただき、県勢発展のために一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚くお礼申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議の上、いずれも原案どおり議決していただき、誠にありがとうございました。

審議の過程でいただきました意見、提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に努めてまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、今後とも県勢発展のため一層ご活躍いただき、また、よきご指導を賜りますようお願い申し上げて、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後二時二分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	辻本黎士
同 副議長	中野雅史
署名議員	浅川清仁
署名議員	岡 史朗
署名議員	大国正博